

安曇野市熱中症予防対策に係る指定暑熱避難施設募集要項

(目的)

- 1 本要項は、熱中症特別警戒情報の発表時又はそれ以外において、市民その他の者が滞在する暑熱を避けるための場所を確保するため、気候変動適応法（※1）第21条に基づき、市民等に開放する指定暑熱避難施設（※2）（以下「クーリングシェルター」という。）を募集し、必要な事項を定めるものである。

※1 気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※2 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、不特定多数の者へ開放される施設

(指定施設の実施事項)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所への市指定のクーリングシェルターである旨を表示したステッカー等の掲示
 - (2) 休息用の椅子等の準備
 - (3) 冷房設備の適切な管理
 - (4) 環境省から「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」が公表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。
 - (1) 適当な冷房設備を有する施設
 - (2) 市民等が休息できる椅子等を設置できる施設

(応募方法)

- 4 「安曇野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙（別紙1）」を健康推進課に持参するか、メール又は郵送、ファックスで提出する。

(提出後の流れ)

- 5 応募用紙提出後の流れは、次のとおりです。
 - ・健康推進課にて受領
 - ・応募内容の審査及び承認・クーリングシェルターとして指定し、協定書（別紙2）を締結
 - ・クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
 - ・施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したステッカー等の送付※なお、応募用紙を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなします。

(応募先)

6 応募先は、次のとおりです。

住所 安曇野市豊科 6000 番地 (市役所 1 階 11 番窓口)

宛名 安曇野市役所 健康推進課 健康推進担当 宛

e-mail kenkousuishin@city.azumino.nagano.jp

ファックス 0263-71-2503

(応募期間)

7 応募期間は、4 月第 4 水曜日～10 月第 4 水曜日です。

※期間終了後も随時募集を受け付けます。

(施設運用期間)

8 クーリングシェルターの運用期間は、協定書締結日から 10 月第 4 水曜日までの指定施設が開設している日とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※熱中症特別警戒アラート運用期間：(4 月第 4 水曜日～10 月第 4 水曜日)

(物資の配布、情報の提供)

9 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したステッカー等の配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症特別警戒情報の発表時の情報提供

(その他)

10 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

また、冷房設備の電気代は、施設事業者の負担となり、市からの補助金等はありません。

問い合わせ

安曇野市役所 健康推進課

電話 0263-71-2470

(別紙1)

安曇野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙

保健医療部健康推進課 宛て

e-mail kenkousuishin@city.azumino.nagano.jp

ファックス 0263-71-2503

応募内容（施設情報及び応募者）

情報内容		記入欄	
施設情報 (公開情報)	① 施設等の名称		
	② 所在地	郵便番号	
		住所	
	③ 電話番号		
	④ 受け入れ可能な曜日及び時間	曜日	
		時間	
		特記事項	
⑤ 受け入れ可能人数			
⑥ 休憩場所の概要			

※上記内容は、Web ページなどに掲載します。紙面の関係上、文章を変更する場合があります。

	担当者所属・氏名	
	連絡先電話番号	
	連絡先 FAX 番号	
	連絡先 E メールアドレス	

当施設は、安曇野市指定暑熱避難施設募集要項の内容に基づき、安曇野市指定暑熱避難施設に指定されることに同意します。

施設名

代表者名